

平成12年12月16日
中國財務局

[局長談話]

朝銀広島信用組合、朝銀山口信用組合及び朝銀島根信用組合について

1. 朝銀広島信用組合、朝銀山口信用組合及び朝銀島根信用組合については、本日金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第8条に基づき、金融整理管財人による管理を命ずる処分等が行われたところである。
2. 今後、朝銀広島信用組合、朝銀山口信用組合及び朝銀島根信用組合については金融整理管財人による管理の枠組みの下で、預金等については全面的に保護されるとともに、善意かつ健全な借り手に対する融資は継続されることとなるので、利用者におかれでは、心配されることなく冷静な対応をお願いしたい。
3. なお、上述のように善意かつ健全な借り手に対する融資は継続されるが、中國財務局としては、年末の資金需要期に中小企業等の円滑な資金調達に支障を来すことのないよう、政府系金融機関、信用保証協会や民間金融機関等に対し、協力を要請することとしている。
4. いずれにせよ、中國財務局としても、金融整理管財人による各組合の運営が円滑に推進できるよう、関係機関と連携を図りつつ最大限の協力を行ってまいりたい。